



公益社団法人 沖縄宮古法人会

平成28年1月発行
第42号新年号

広報 みやこ

発行所：公益社団法人 沖縄宮古法人会 〒906-0012 宮古島市平良字西里240番地2 (琉球銀行宮古支店ビル4F)
TEL (0980) 73-5512 FAX (0980) 73-5513 E-mail:ok3-5512@m1.cosmos.ne.jp
http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/okinawamiyako/

法人会
消費税期限内納付
推進運動

第6回税に関する絵はがきコンクール入賞作品



沖縄宮古法人会長賞 久貝 友哉くん (佐良浜小学校)



女性部長賞 上里 歩さん (佐良浜小学校)



女性部長賞
仲宗根 南海さん (佐良浜小学校)



特別賞 (沖縄県宮古事務所長賞) 立津 陸良くん (平良第一小学校)



特別賞 (宮古地区租税教育推進協議会代表幹事賞) 山原 沙利奈さん (佐良浜小学校)



特別賞 (宮古島税務署長賞) 砂川 希歩さん (平良第一小学校)



特別賞 (青年部長賞) 渡久山 瑠衣さん (伊良部小学校)

◎本コンクールは、税金は私たちの生活の中でどのように役立っているのか?という
ことを小学生のみなさんに認識して頂き、
絵画で表現することにより「税」への理解
と関心を深めていただくことを目的として
毎年実施致しております。

今年度は、7校から211点の応募があり、
厳正な審査の結果、7点の素晴らしい
作品が入賞しました。ご指導下さった先生
方、関係者の皆さん、描いてくれた生徒の
皆さんほんとうに有難うございました。

主な内容

- 年頭のごあいさつ
- 沖縄を語ろう～救急救命士・比嘉 實氏に聞く～
- 読み物～マイナンバー運用開始 遺漏のないセキュリティ対策を～
- 読み物～生産性向上設備 投資促進税制ってなあに～
- 写真で見る会活動

年頭の



公益社団法人 沖繩宮古法人会
会長 野津 武彦

新年明けましておめでとうございます。

会員各位には、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、会員の皆様を始め、役員各位並びに関係各位の皆さんの多大なご理解とご支援のもと、本会の事業活動が円滑に推進できましたこと、心より深く感謝申し上げます。

昨年を顧みますと、構想から 40 年余もの歳月を経て開通した、全長 3,540m、通行料が無料としては日本一長い、宮古島・伊良部島間を結ぶ“伊良部大橋”が昨年 1 月に開通したことは、大変大きな喜びであります。橋の開通により、宮古圏域の更なる発展に繋がることを大いに期待するものです。

さて、平成 27 年 10 月から、社会保障・税・災害対策の分野において活用される個人番号及び法人番号いわゆるマイナンバーが通知されております。

法人番号の利用においては、法律や条例上の制約はなく、オープンな存在として活用することが出来ますが、個人番号の利用については、個人情報保護法より厳しい制限や罰則が規定されていることから、事業主においては従業員などから収集した個人番号の管理など情報漏えいの配慮等、



公益社団法人沖繩宮古法人会 青年部会
部会長 下地 隆之

新年を寿ぎ謹んでお慶びを申し上げます。

会員の皆様並びに関係各位におかれましては、お健やかに初春をお迎えのことと拝察し心よりお慶び申し上げます。

昨年 4 月の部会会議（総会）において、青年部会会長を拝命後、およそ 8 カ月間、歴代部会長・役員の方々が築いて来られた伝統を大切にしながら、更なるパワーアップを目指して微力ながら取り組んでまいりました。

年度初めに掲げました、活動の柱の一つ“会員増強”については、現在 2 名増ですが、今後も魅力ある法人会の活動を積極的に PR し、引き続き会員増強に取り組んで参りたいと考えております。“50 歳以下の経営者または幹部社員の皆さん・共に宮古島発展のため活動しましょう！ご入会お待ちしております！”

取扱に十分な注意を払うことが求められております。

法人会では、関係機関等とタイアップして、説明会を開催するなど、制度への理解と正しい利用に繋がるよう努めているところです。

通算 16 回を数える「税を考えるつどい」は、今年度も、税務ご当局を始め、関係機関各位の多大なご支援の下、“消費税期限内完納宣言”、よく分かる改正相続税法に関する“講演会”、税に関する“表彰式”は、大盛会の内に幕を閉じることが出来ました。

これも偏に関係各位のご指導ご鞭撻の賜物であり、心より厚く御礼申し上げます。

若手の経営者・役職員で構成する青年・女性部会においては、税金は私たちの生活の中でどのように役立っているのか？ということをお小生の皆さんに認識して頂き、税への理解と関心を持っていただくため「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」等積極的に取り組んでおり、非常に頼もしい限りでございます。

本会は、今後も“税のオピニオンリーダー”として、企業の発展を支援し、国と社会の繁栄に貢献するべく邁進して参る所存ですので、何卒、関係各位の変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、会員の皆様並びに関係各位の皆様のご健勝とご繁栄を祈念申し上げ年頭のご挨拶と致します。

二つ目の柱“税の啓蒙活動”については、小学高学年（主に 6 年生）を対象とした“租税教室”は、次代を担う若者へ税の意義・役割を社会人の立場で、楽しく・分かりやすく伝えるため、今後も積極的に取り組んで参りたいと考えております。

三つ目の柱“企業経営等に関する勉強会”では、マイナンバー制度施行に伴うセミナーや法人税申告書の見方・書き方に関する説明会など、部会員に限らず希望する一般市民を対象に、親会・女性部会とタイアップしながら積極的に実施しています。

末筆ながら、法人会は、本会に限らず、全国的にも素晴らしい活動を沢山行っているにも関わらず知名度がまだまだ低いと思います。

様々な人達が集うメリットを活かして、異業種交流（親睦ボウリングやゴルフ大会など）を積極的に実施するとともに、メディアを通して法人会の認知度アップに努めることで魅力ある法人会に繋がると考えていますので、今後とも私ども青年部会へ変わらぬご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

ご挨拶



宮古島税務署
署長 宇栄原 洋子

新年あけましておめでとうございます。

平成 28 年の年頭に当たり、公益社団法人沖繩宮古法人会の会員の皆様に慎んで新年のご挨拶を申し上げます。

貴法人会の役員並びに会員の皆様には、様々な公益活動を精力的に実施されており、特に地元新聞 2 紙への「税金のお話」の寄稿等の公益活動、また、「税を考える週間」の一環として「税を考えるつどい」や「絵はがきコンクール」の開催のほか、e-Tax やマイナンバー制度の勉強会の開催、租税教室への講師派遣など税の啓蒙活動を通して納税意識の高揚に大きく貢献されました。私ども税務行政に携わる者にとりましては大変心強い限りであり、貴法人会のご尽力に対し、改めて、感謝と敬意を表する次第でございます。

さて、昨年は「未年」、「未来が来る。未来に向かって努力する年」でした。今年は「申年」です。「脱皮、丁寧、挑戦、決心」を意味する大切な年です。これまでの努力が明るく前進し、実り多き素晴らしい年になるものと存じます。

ところで、社会保障・税番号制度に関しましては、昨年 10 月から個人番号及び法人番号の通知が始まり、今年 1 月から社会保障・税・災害対策に関する行政手続きでの利用が開始されます。私どもとしましては、納税者、法定調書提出義務者



公益社団法人沖繩宮古法人会 女性部会
部会長 上地 克江

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、清々しい新年をお迎えの事とお慶び申し上げます。

昨年中は、当女性部会活動に対しまして、ひとかたならぬご理解とご協力をいただき誠に有難うございました。心より感謝申し上げます。

さて、女性の活躍が期待されている昨今ですが、此処宮古島においてはいかがでしょうか。私こと、昨年 4 月に部会長に就任致しまして、全法連女性フォーラムや、沖法連の役員会、当部会の活動等に参加させて頂いておりますが、改めて、初代部会長の羽地昇子さんと前部会長の友利ヒロ子さんの頑張りに驚く

等及び関係民間団体に対しまして引き続き広報・周知を実施してまいります。

年も改まり税務署では、平成 27 年分所得税及び復興特別所得税・個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告時期を迎えます。

当税務署では、貴法人会をはじめとした関係民間団体のご支援・ご協力を得ながら、e-Tax 利用促進をはじめとする各種サービスの充実など諸施策にも積極的に取り組んでまいります。e-Tax については、公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用しない新たな認証方式の導入や添付書類等のイメージデータによる提出等、また国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」に、所得が「給与・公的年金のみ」専用の申告書作成画面が新設されました。貴法人会の従業員の方々や会員以外の方々に対しましても国税庁ホームページからの確定申告書の作成の利便性等につきまして、より一層の周知を図っていただき、自宅等 ICT を利用した早めの申告と納税をお願い申し上げますとともに、今後も申告納税制度を支えるよきパートナーとして歩んでいただけることを期待しております。

最後になりましたが、公益社団法人沖繩宮古法人会と会員企業の皆様方の益々の事業のご繁栄とご健勝、そしてご家族にとっても笑顔と幸多き年でありますよう心より祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

と共に感謝しているところです。

当部会は、平成 9 年 8 月に当女性部会が誕生して以来、様々な活動を行って参りましたが、特に、前代から引き継いで実施しております「税に関する絵はがきコンクール」では、審査会に初めて参加し、児童たちの感性豊かな作品に触れ、大変感動致しました。そして同時に、次代を担う若者へ税の意義や役割を伝えることの大切さを感じているところです。

また、新たな事業の「いけばな講座」については、和気藹々とした雰囲気の中、季節の草花や行事等の意味合いなど、奥深い日本人の心を学ばせて頂いております。

結びに、私たち女性部会は、女性の新鮮な視点を大切にしながら、これからの会活動が更に充実したものととなりますよう、努めて参りたいと存じますので、今後ともご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

突然死を「救命のリレー」で防ぐ AEDの使用で高まる生存率

～救急救命士・比嘉 寛氏に聞く

(那覇市消防局救急課消防指令補)



職場、学校、あるいはコンビニやマンションの一角などで、設置してあるAEDをよく見かけられるようになりました。しかし、あなたがそれを利用している光景を想像できるでしょうか。そもそもAEDとは何のための装置なのか、なぜAEDがあちこちに設置されるようになったのか、だれでもAEDを操作できるのか、そんな素朴な疑問を、今回の『連載インタビュー沖縄を語る!』では専門家へ投げかけさせていただきました。ゲストは、那覇市消防局救急課消防指令補の比嘉寛・救急救命士です。比嘉氏に、突然死の危機から命を守るために必要なAED、「救命のリレー」の意義について語っていただきました。(敬称略)

—そもそも、AEDとはなんのための装置ですか。なにかの略称ですよ。

比嘉 AEDは、Automated(自動化された) External(体外式の) Defibrillator(除細動器)の略です。あなたの目の前で人が突然倒れ、「大丈夫ですか?」とたずねても反応がなく、呼吸もないとき、直ちに心配蘇生法の実施とAEDを使用してください。救命措置を簡略して説明しますと、人が倒れるという事態に遭遇したら、まず、相手の反応を確認します。反応がなかったら、大声で、119番通報とAEDを持ってくるように周りへ依頼します。あらためて相手の呼吸を確認し、それがなければ、AEDを開きます(AEDが届くまで胸骨圧迫)。すると、音声メッセージが流れ始めます。その後はとにかく、そのメッセージに従い続けることが肝要です。メッセージ通りに、付属のパッドを相手の胸の2カ所に貼り付けます。すると、AEDが、心室細動(心臓が細かく震えることによって血液を送り出せなくなっている不整脈の状態)であるかどうかを判断し、電気ショックが必要な場合は通電ボタンを押すように音声メッセージを流します。その指示通りに通電ボタンを押し、電気ショックを行います。電気ショックは、心室細動を早めに止めて正しい心臓のリズムへ戻すために、たいへん有効な手段です。その後も、音声メッセージに従っていきます。胸骨圧迫と電気ショックを繰り返し、やがて救急車で駆けつける救急救命士に引き継ぎます。

—電気ショックが必要でない場合に、うっかり通電ボタンを押してしまったら、たいへんなことになりませんか?

比嘉 その場合、通電ボタンを押しても起動しません。AEDは、内臓コンピュータが心室細動の波形を読み取った場合のみ、電気ショックを施せるように作動するからです。心室細動に該当しない

脈の波形を内臓コンピュータが読み取った場合は、電気ショックの必要なし、と音声メッセージで伝えてくれますし、通電ボタンを誤って押しても電気が流れません。ですから、AEDはとても安全な装置なのです。水分や毛を除いてからパッドを胸に貼るなど、正しく装着し、音声メッセージ通りに行動すれば、適切な救命措置を簡単に行えます。初めての場合でも勇気を持って使っていただきたい。ただし、あらかじめ研修を受けておいたほうがよいことは、いうまでもありません。

AEDをマスターしておこう

—AEDは、コンピュータが内蔵された、安心して使える救命装置なのですね。そんなAEDがあちこちに設置されるようになった理由は?

比嘉 119番に通報してから救急車が到着するまでに約8分(全国平均)を要します。心停止が心静止に至ってしまう時間は約10分です。かなり短いので、かけがえのない命を救うために1分1秒を争うことになります。AEDが医療現場に限らず、民間で普及させるようになったのは、そのようなタイムリミットが背景があります。2002年には、スカッシュの練習をしていたスポーツマンの高円宮殿下が突然死するという、いたましい事故が発生しました。心臓発作を起こすケースは、老若を問いません。心臓が弱い人や急激な運動をした人だけでなく、胸部を強打して心停止する場合もあります。いくつもの悲しい事故をきっかけに、日本でも救急処置の重要性が認識されるようになりました。

—AEDは現在、どのくらい利用されているのですか。AEDによって、どのくらいの人命が助かっているのですか。

比嘉 わが国におけるAEDの累計台数は44万7818台(2012年現在)です。そのうち、民間が35万2087台、医療機関が8万3417台、消防機関が1万2314台で、世界でもトップクラスの普及率を誇るようになりました。とくに学校への普及率はめざましく、ある調査によりますと、100%に近い数値になっています。那覇市内の24h営業のコンビニエンスストア全店舗にはAEDが設置されていますので、人が突然倒れるという事態に遭遇した場合、思い出してください。ところで、心停止が発見され、AEDが使用された場合の救命率は、50%以上(2014年度統計)です。これは、救命措置が行われなかった場合の4.5倍以上になります。AEDの普及のおかげで社会復

帰できるようになった人の数が増加傾向にあるのは間違いのない事実です。しかし、一般市民がAEDを使用し、電気ショックを行った件数は年間486件(総務省消防庁2007年データ)にすぎません。AEDが必要とされる人は、全国で1日100人ほどいるそうです。年間になると3万~4万人にものぼります。

—AEDは設置されるようになったけれども、まだまだ利用されていない、というのが現状なのですね(インタビュー後に入手した中部徳洲会病院提供の資料によると、心臓の突然死で毎年6~7万人が死亡、そのうち2万6000人が、人の見ている前で死亡。AEDは3.6%しか使用されていない)。「初めての場合でも勇気を持って使っていただきたい。ただし、あらかじめ研修を受けておいたほうがよいことは、いうまでもありません」とおっしゃっていましたが、AEDや胸骨圧迫をマスターする研修を、どうすれば受けられるのでしょうか。

比嘉 那覇市消防局では、心肺蘇生法やAEDの使い方、ケガの手当など、応急手当を習得していただけるよう、市民の皆さまや事業者などを対象に救命講習(定期・出前講座)を開催しています。大切な人を、家族を、命を守るため、受講して知識と技術を学んでいただきたいと願っています(問い合わせ先 那覇市消防局 098-867-1199)。

—読者の皆さんの目の前で突然人が倒れた場合、心掛けてもらいたいことをあらためて……。

比嘉 まず119番通報を。心臓や呼吸が止まった人の命が助かる可能性は、先述の通り、その後約10分の間に救命率は低下します。急激に少なくなっていきます。救急車が来るまで手をこまねいては、助かる命も助からなくなります。そばに居合わせた皆さん1人1人の手を貸していただきたい。119番通報をしたり、AEDを設置場所へ速やかに取りに行ったり、胸骨圧迫を続けたり、倒れている人が女性ならプライバシーを守ってあげる配慮をしてあげるなど、それぞれの協力が必要です。現場に居合わせた市民から救急隊へ、救急隊から医師へ、命のバトンを引き継ぐ「救命のリレー」がうまく機能しなければ命を救えません。1人でも多くの市民が勇気を持って「なにかひとつ」でも行動に移し、救命の第1チームとして「救命のリレー」をスタートさせてください。

(聞き手 鈴木孝史 編集室タッカーハウス代表取締役)

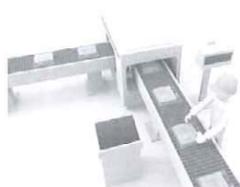
代表取締役 長 山里 臣子 宮古島市平良字下里五五六六一 TEL(〇九八〇)七五一六六〇〇	代表取締役 野原 克成 宮古島市平良字下里二四六 TEL(〇九八〇)七二一〇八九七	代表取締役 長 富山 哲守 宮古島市平良字西仲宗根三九五一一 TEL(〇九八〇)七三三三〇〇七	代表取締役 垣花 正昭 宮古島市平良字下里一三七九一五 TEL(〇九八〇)七二一七二一〇四	代表取締役 羽地 義禎 宮古島市平良字西里八九五一一三 TEL(〇九八〇)七二一三三三九	代表取締役 砂川 恵映 宮古島市平良字西里一三一四 TEL(〇九八〇)七二一〇四七
--	---	--	---	--	---

代表取締役 砂川 幸男 宮古島市平良字西里八八五 TEL(〇九八〇)七二一七五七	代表取締役 砂川 栄 宮古島市平良字西里八八〇一三 TEL(〇九八〇)七二一三八八五	代表取締役 野津 武彦 宮古島市平良字西里二〇一 TEL(〇九八〇)七二一〇二七	代表取締役 砂川 恵映 宮古島市平良字西里一三一四 TEL(〇九八〇)七二一〇四七	代表取締役 砂川 恵映 宮古島市平良字西里一三一四 TEL(〇九八〇)七二一〇四七	代表取締役 砂川 恵映 宮古島市平良字西里一三一四 TEL(〇九八〇)七二一〇四七
--	--	--	---	---	---

生産性向上設備投資促進税制ってなあに？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 小池 正史



リサ 会社を経営している友達がネットに「生産性向上設備投資税制の申請のために経済産業局に来た」と投稿がありました。それって何ですか。

サキ先生 いい質問ですね、この制度は知っておくといいと思いますよ。青色申告をしている法人が、経済産業省令で定める「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を取得し、国内の事業の用に供した場合に、特別償却または税額控除のどちらかの適用が認められる制度です。

リサ じゃあ、最新の設備投資をしつつ、法人税の節税もできるという制度なのですね。

サキ先生 そうですね、設備投資を考えている企業にはお薦めの制度です。ただし、この制度は適用期間があるので注意してください。平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に経済産業省で定められた生産性向上設備を事業の用に供した日を含む事業年度において特別償却または税額控除を認めるものですから、その適用期間を確認して該当する機械装置などを購入するか検討する必要があります。

リサ ところで、特別償却や税額控除は具体的にどのくらい認められるのですか。

サキ先生 特別償却の限度額は、設備の取得価額の50%相当額（建物等は25%）となります。なお、平成26年1月20日から平成28年3月31日までの間に取得・供用したものは、取得価額の全額を償却（即時償却）することができます。また、税額控除の限度額は、設備の取得価額の4%相当額（建物等は2%）となります。なお、平成26年1月20日から平成28年3月31日までの間に取得・供用したものは、取得価額の5%相当額（建物等は3%）となります（その事業年度の法人税額の20%相当額が限度額です）。

リサ いい制度ですね、すごく節税できそうですが、ほかに適用要件はあるのですか。

サキ先生 適用対象資産には、例えば、「機械及び装置は1台または1基の取得価額が160万円以上のもの」、「工具・器具・備品は1台または1基の取得価額が120万円以上のもの」、「建物等は一の取得価額が120万円以上のもの」、「ソフトウェアは一の取得価額が70万円以上のもの」など、取得価額による要件がいくつかあるので確認が必要です。

リサ この制度を適用して申告する場合に、特に注意する点はありますか。

サキ先生 制度の対象となる設備等には、①「先端設備」と②「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の二種類がありますが、①に該当する設備等は工業会等から証明書の発行を受けることができるので納入業者に確認してください。②については、自ら経済産業大臣（経済産業局）の確認を受ける必要があります。いずれも、申告の際に証明書の写しまたは確認書の番号が必要となりますので受け取った証明書等は大切に保管しておいてください。

☆＝筆者紹介＝＝☆

小池正史（こいけ・まさし）1964年生まれ。東京国税局事務管理課、同法人課税課、統括国税実査官、酒類指導官勤務などを経て、横浜市中区で税理士登録。多業種にわたる企業の財務状況を見てきた経験を活かし、中小企業を中心に決算分析から経営の効率化、税務調査対策等のコンサルティングを行う。



代表取締役 黒島 昭正 宮古島市平良字久良一〇五九六 TEL (〇九八〇) 七二一九八九六	支店長 本 永 尚 宮古島市平良字下里六〇〇一 TEL (〇九八〇) 七二二二五五	代表取締役 宮里 敏彦 宮古島市平良字西里二七五一一五 TEL (〇九八〇) 七二一四五一四	代表取締役 藤村 明憲 宮古島市平良字東仲宗根九六八一 TEL (〇九八〇) 七二一三八五九	代表取締役 福里 哲也 宮古島市平良字下里三二〇七一二九 TEL (〇九八〇) 七三一三八三八	代表取締役 宮古テレビ 株式会社 代表取締役 藤村 明憲	代表取締役 大和電工会社 株式会社 代表取締役 宮里 敏彦	支店長 株式会社 沖繩銀行宮古支店 支店長 本 永 尚	代表取締役 宮嶋建設 株式会社 代表取締役 黒島 昭正
--	--	---	---	--	---------------------------------------	--	--------------------------------------	--------------------------------------

産業カウンセラー 柏木 勇一

頑張りすぎない`鈍感力`も必要です

◆昇進、責任を果たそうとしてパニック症状に

製造現場の品質管理部門でマネジャーに昇進した38歳のSさんは、責任感が強く、後輩からも慕われていた。部内を取りまとめなければという思いから、メンバーの仕事を点検して回り、一方で自分の役割もあり、結果として勤務時間も長くなった。マネジャーとしての当然のことという考えに迷いはなかった。

しかし、昇進して3か月頃からは、息苦しくなって立ち止まったり、胸の痛みや吐き気を感じる日が多くなった。呼吸が止まるのではないが、という恐怖感も出てきて、仕事を休みたいとさえ思い始めた。心配した上司の勧めで心療内科を受診。医師から「パニック発作でしょう。原因は不明ですが、ストレスが影響していますね」と診断され抗不安薬が処方された。まさか自分が、とその診断にショックを受けた。薬を長期間服用することは避けたい、と相談してきた。いったん現場を離れ、事務室での資料作成を担当していた。

主治医の処方薬を勝手に止めることは避けるように話し、Sさんの考え方や仕事への取り組み方をまず確認した。話された言葉の端々から、症状を生んでいるのはSさん自身にあると判断できたので、やはりと気持ちと行動の切り替えを促した。

◆心に余裕を、時にはいい加減さも必要

パニック障害になりやすい人の共通点として「頑張り屋で余裕のない状況を自ら作っている人」が指摘されている。回避する方法はあるのか。一言でいえば「頑張りすぎない」「時にはいい加減さも必要」ということ。じゃあ、仕事をサボればいいのか、と受けとめる人がいるかもしれないが、その辺をうまく調和できるかがポイントだ。

予想通り、Sさんの反応は否定的だった。「いい加減に仕事はできませんよ」という言葉が返ってきた。その口ぶりに、こちらも息苦しさを感じた。お風呂に入る時の湯加減を頭に浮かべてみるように話し、「いい湯加減」と同じ意味と説明した。

早く現場に戻りたいというSさんの希望に対して3つの注意点を与えた。一つは1か月は定時勤務を守ること。二つ目は部下への指示を極力控えること。そして3つ目は、気になる事態になってもちよつと黙ること、の3点。

一つ目は上司も受け入れてメンバーに伝えてもらった。二つ目には、さらに上の立場になるであろうSさんのために、上司になる心得を身につけてもらいたいという意図があった。上から一方的に指示し、部下がそれに従うだけの職場では活力が失われ、業績にも影響するからだ。

そして三つ目も、Sさんにぜひ心得てほしいこと。このままではまずいぞ、と思っても口に出さない。つまりちよつと心配だなと思う事態にも鈍感になることを意味している。ここで言う鈍感力は、洗練されたいい加減さ、とも表現できる。

◆ほかの考え方を受け入れる`ゆるみ`がほしい

Sさんのように、真面目すぎる言動を続けて自分自身が息苦しくなる人には`ゆるみ`や`すき`が見えないという特徴がある。この点でパニック発作を起こしやすい人の共通点とつながる。`ゆるみ`や`すき`があるということは、決して適当にやること、相手の言いなりになることとは違う。ほかの考え方を受け入れる余裕があるということ。水が満杯に入っているビンを考えてみよう。アップアップの状態では新しい水が入らない。つまり相手を受け入れる余裕を持たないと、周りの人もゆとりがなくなってアイデアも生まれてこない。いきいき職場を作っていくヒントがSさんの事例に隠されている。

【筆者紹介】

柏木勇一（かしわざい・ゆういち）1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

たくさんの広告
ありがとうございました



代表取締役 黒島 昭正 宮古島市平良字久良一〇五九六 TEL (〇九八〇) 七二一九八九六	支店長 株式会社 沖繩銀行宮古支店 支店長 本 永 尚	代表取締役 大和電工会社 株式会社 代表取締役 宮里 敏彦	代表取締役 宮古テレビ 株式会社 代表取締役 藤村 明憲	代表取締役 株式会社 三和建設 代表取締役 福里 哲也	代表取締役 有限会社 大栄開発 代表取締役 島 尻 孝 宮古島市平良字下里一三二八一 TEL (〇九八〇) 七二一三三三三	代表取締役 有限会社 三友商事 三友旅行サービス 代表取締役 友利 ヒロ子 宮古島市平良字西里三〇〇一五 TEL (〇九八〇) 七五一一二一一	支店長 株式会社 りゅうせきエネプロ宮古支店 支店長 我那覇 薫 宮古島市平良字西仲宗根二一四〇 TEL (〇九八〇) 七二一三三三三	代表取締役 共和産業 株式会社 代表取締役 下地 武義 宮古島市平良字西里一六一三 TEL (〇九八〇) 七二二八七八	代表取締役 有限会社 カイホウ計画 代表取締役 瑞慶覧 明 宮古島市平良字西里九七一 TEL (〇九八〇) 七三一九六六九	代表取締役 有限会社 嶺原鉱業 代表取締役 松原 峯子 宮古島市城辺字福里一九二 TEL (〇九八〇) 七二二六八六	代表取締役 株式会社 まるちく 代表取締役 下地 隆之 宮古島市平良字久良六六一七 TEL (〇九八〇) 七二二〇〇五	代表取締役 先嶋建設 株式会社 代表取締役 友利 寛忠 宮古島市平良字下里一〇四一一 TEL (〇九八〇) 七二二八八二
--	--------------------------------------	--	---------------------------------------	--------------------------------------	--	--	--	--	--	---	--	---

写真で見る会活動

青年部会

9/18

会員交流事業(八重山会主催)バドミントン大会



女性部会

9/10

視察研修
沖縄科学技術大学院大学



10/20

租税教室
平良第一小学校



9/11

北那覇主管
会員交流事業
イオンモール
沖縄ライカム



11/2

租税教室
久松小学校



<会員交流事業>

12/19



親睦ゴルフ大会



忘年会

<地域貢献活動>

9/25

地域貢献活動の一環として、次代を担う若者の心身の健全育成並びに地域の活性化を図ることを目的に、昨年に引き続き「マナー講座」を実施しました。



マナー講座 宮古工業高校2年生対象
講師：クリーズコミュニケーション 代表 秋尾由美子氏



8/5

会議関連



福利厚生制度推進会議

9/30



いけばな講座(全11回)
講師：池坊華督 松川恵子氏

写真で見る会活動

<税に関する催し>

10/6

税の啓発活動～税のマンガ本贈呈式～



11/5

第6回税に関する
絵はがきコンクール
審査会



11/16

税制改正
提言活動



宮古島市の下地敏彦市長と眞栄城徳彦議長に対して税制改正提言活動を実施しました。



<税を考えるつどい>

11/24

宣言文朗読

税を考えるつどい

主催 宮古島税を考える連合会(公益社団法人沖縄宮古法人会・宮古青色申告会・宮古青税平良同友会・伊弉諾酒造組合・宮古島観光酒造組合・宮古島小売酒販組合・宮古島酒販組合・宮古島酒販組合) 協賛 沖縄県建設業協会宮古支部・西里大通り商店街振興組合・宮古市環境局



講演会



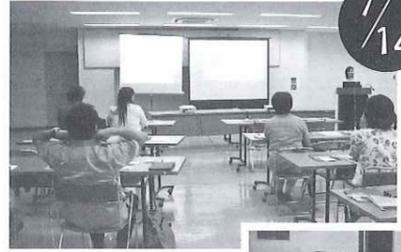
表彰式



<各種研修会・講演会>

税の知識や経営に役立つ情報などを提供するため各種研修会・講演会を随時実施しています。

7/14



「タブレット活用セミナー」(共催)
講師：ドコモCS九州(株)

8/4

新設法人説明会

講師：税理士 砂川亜紀氏



8/10

「初心者向けパソコン講座」(全7回)

講師：(有)セルリアンネット



9/30

マイナンバー制度説明会(共催)

講師：社会保険労務士 宮崎真行氏



12/4

法人税申告書の見方書き方説明会

講師：宮古島税務署 国税調査官 諸見里純一氏



マイナンバー運用開始 遺漏のないセキュリティー対策を

日刊工業産業研究所 所長 岡田直樹

社会保障と税の共通番号(マイナンバー)制度の運用が2016年1月から始まる。企業は従業員から個人番号を預かり、役所に提出する社会保障や税の関係書面に記載が義務付けられる。個人番号の保有件数に関係なく、あらゆる企業が情報漏洩防止のための安全管理措置を講じる必要があるが、中小企業では未だに関心が薄く、実務対応が遅れているところも少なくない。

従業員が100人を超える企業は大規模事業者としての安全管理措置を実施しなければならない。中でもこれまで個人情報保護法の規制から除外され、大規模事業者の自覚が乏しい企業は注意がある。政府と自治体は、こうした企業が早急に準備を進めるよう後押ししてほしい。

マイナンバー制度は社会保障、税、災害対策の3分野で複数の機関に存在する個人情報を個人番号で紐付け効率的に利用する仕組み。政府は収入等を正確に把握すれば公正な納税や社会保障給付につながり、業務の効率化で経費も削減できると説明する。利用者にとっても各種の申請手続きで住民票等の必要書類を提出する手間が省けるといった利点があるという。

2015年10月以降、市町村から個人番号が記載された「通知カード」の送付が始まり、住民票を有する全ての個人に12ケタの番号が割り当てられる。通知カードを受け取った個人は、2016年1月以降、市町村に申請すれば、個人番号、氏名、住所、顔写真、電子証明書が記録されたICチップ搭載の「個人番号カード」が交付される。政府は身分証明書の役割にとどまらず、将来的には予防接種履歴等の医療情報や銀行預金口座への適用も想定している。

企業が収集・管理する個人番号は、正社員やその扶養家族にとどまらず、契約社員やパート、アルバイトなど直接雇用する全ての従業員が対象になる。厄介なのは、支払いが発生する社外の個人も対象に含まれることだ。例えば自社で講習会を開き、社外から講師を招けば、講師から個人番号を預かり、謝礼を支払う際の必要書類に記載しなければならない。

個人番号は社会保障や税に関連付けられるため、厳重な取り扱いが求められる。個人番号が含まれる特定個人情報ファイルを故意に漏らしたり、不正アクセスで取得したり

した個人には、最も重い刑事罰で「4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金または併科(執行猶予なし)」が科せられる。企業が最も留意すべき点は、従業員が違法行為に関われば、従業員が所属する企業の管理責任まで問われかねないことだ。経営者は「知らなかった」では済まされない。

ところが個人番号に紐付けされた特定個人情報の管理には思わぬ盲点がある。従来の個人情報保護法が対象にしてきた個人情報なら法令遵守して利用すればメールマガジンの配信等を通じてビジネスに役立てられるため企業のセキュリティー対策にも自ずと熱が入る。一方、特定個人情報は高い秘匿性が求められるにもかかわらず、企業にとっては生産性向上に直結しないうえ、「行政事務の効率化が主眼」と映り、対策がお座なりになりやすい。中小企業では取り扱う個人番号の件数が少ないことも、セキュリティー強化の内発的な動機づけを難しくしそうだ。

企業が情報漏洩を防止するには、基本方針や取扱規定を策定し、組織と技術の両面で安全管理措置を徹底したい。具体的には、個人番号の収集から管理、活用、廃棄までの各段階で取扱責任者を決め、特定の担当者しかマイナンバー情報にアクセスできない仕組みにする。また担当者はパソコン画面や資料を覗き見されないよう座席配置を工夫する、担当者以外の立ち入り禁止区域を設ける等、物理的な安全管理措置も有効だろう。

マイナンバー制度の導入をめぐるのは、産業界から「事務負担ばかり増えて…」といったボヤキが聞こえてくる。もともと行政による「やらされ感」が強いところに起きた年金情報漏洩事件。職員によるウィルスメール閲覧が漏えいを招いた日本年金機構の脇の甘さは呆れるばかりだが、企業はこれを他山の石として、遺漏のないセキュリティー対策を講じてほしい。

【筆者紹介】

岡田直樹(おかだ・なおき)

1984年に日刊工業新聞社入社。記者として金融、電機、情報通信などの産業界、経済産業省、金融庁、内閣府などを担当する。論説委員、南東京支局長、論説委員長などを経て2015年5月から日刊工業産業研究所所長。埼玉県出身、56歳。

サラリーマンで所得税の確定申告が必要な方!

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方など

申告と納税は期限内に! 納税には安心・便利な口座振替をご利用ください

所得税及び復興特別所得税の確定申告・納期限は**3月15日(火)** 所得税及び復興特別所得税の口座振替日は**4月20日(水)**

e-Tax データ送信! 便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。また、作成したデータは、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

※ e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

詳しい情報は 国税庁ホームページの 確定申告特集で **国税庁** **検索**

税務署からのお知らせ

～法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の期限内申告・納付について～

法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税は、各事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告・納付を行っていただくことになっております。 会員の皆様には今後とも期限内申告・納付に御協力を頂きますようお願いいたします。

沖縄県ではeLTAX(エルタックス)を利用したインターネットによる法人県民税、法人事業税、地方法人特別税の電子申告受付を行っております。

☆☆☆ 沖縄県でご利用いただける手続き ☆☆☆

1. 電子申告♪
予定申告、中間申告、確定申告、修正申告、均等割申告、清算確定申告など
2. 電子申請・届出♪
標準様式: 法人設立・設置届出、異動届出、延長申請・届出
沖縄県様式: 事業開始等届出、更正の請求、事業税課税免除申請、県民税課税免除申請
詳しくはeLTAXホームページ (<http://elTAX.jp/>) をご覧ください。

県税に関するお問合せ、納付についてのご相談は宮古事務所県税課(72-2553)までご連絡ください。 沖縄県ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp>)

沖縄県宮古事務所からのお知らせ



平成29年度から 沖縄県内すべての市町村において 個人住民税の特別徴収義務者の 一斉指定を実施する予定です。

個人住民税の特別徴収とは?

- ◆ 個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与し納入していただく制度です。
- ◆ 事業主(給与支払者)は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

宮古島市役所 総務部 税務課 市民税係 ☎72-3751 (内144)

宮古島市からのお知らせ

「生きる」を創る。
Aflac **保険代理店募集!**
 ~個人・法人代理店募集~

(委託契約により「がん保険」「医療保険」等を販売していただくお仕事です。)
 ☆ご紹介いただいた方には、紹介の謝礼としてJCBギフト券(1万円)をご進呈させていただきます。
 ※当社所定の要件を満たすことが条件となります。

アフラック代理店ビジネスの5つの特長

- 1 開業資金は不要**
 代理店を始めるにあたって、開業資金、保証金、店舗等は必要ありません。まとまった資金がなくても始められます。
- 2 業界トップクラスの手数料率**
 お客様より保険をご契約をいただいた際に、手数料を代理店へお支払いたします。将来にわたって安定した手数料収入を見込めます。
- 3 時間を自由に活用できます**
 委託契約のため、出社義務は無く、時間的な自由度が高いお仕事です。ご自宅を事務所として開業することも可能です。
- 4 兼業・副業にもおすすめ** ※
 これまで培った人脈、経験を活かして活躍されている方が多数いらっしゃいます。また、新規事業立ち上げを検討されている経営者様にもお勧めです。
- 5 充実した研修制度**
 経験の有無を問いません。未経験者でも充実した研修制度で営業ノウハウ、コンサルティングスキルを学んでいただくことができます。

※会社員など、お勤めされている方の副業としてのご登録はご遠慮いただいております

こんなかたにおすすめします

- 個人で独立開業を検討されている方
- 時間の自由度の高いお仕事をお探しの方
- 事業拡大、新規事業立ち上げを検討されている方
- 生損保代理店、保険業界、金融機関経験者の方
- お客様に喜ばれるやりがいのある仕事をお探しの方

新 **生きるためのがん保険** Days

ちゃんと応える **医療保険**

アフラックは「**法人会福利厚生制度**」
 受託会社です。

Aflac アフラック (アメリカンフックリー生命保険会社) **沖縄支社**
 〒900-0033 那覇市久米2-4-16 三井生命那覇ビル4F

【お問合せ先】 **0120-926-830**
 受付時間:平日(月~金)9:00~17:00

<http://www.aflac-as.com/>
 ご提供いただいた個人情報、当社代理店制度に関するご案内のみに利用致します。



経営を取り巻く様々なリスクから会員企業を守る!



高度情報化社会を生き抜くために!

マイナンバー対応

法人会。情報漏えいガード

業務連絡履歴責任保険普通保険約款/個人情報保護特約
 危機管理コンサルティング費用特約/危機管理実行費用特約

2016年1月からマイナンバー制度の運用が開始。
 マイナンバーは秘匿性の高い情報であり厳重な管理が求められ、事業者には高い注意義務が求められます。
 また、サイバー攻撃が猛威を奮っていることから、情報漏洩事故が発生した場合の対策もますます重要になってきています。
 貴社では、マイナンバーの情報管理体制は万全ですか。

AIU損害保険株式会社
<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先 **沖縄支店**
 〒900 0015 沖縄県那覇市久茂地1-12-12 ニッセイ那覇センタービル3F
 TEL.098-862-2174 FAX.098-863-0960
 (受付時間:午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう 企業保障の大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
 昭和46年に発足し、
 会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
 これからも会員のみなさまを
 お守りしてまいります。



沖縄支社/沖縄県那覇市前島3-1-15
 TEL 098-868-6977

沖縄支店/沖縄県那覇市久茂地1-12-12
 (ニッセイ那覇センタービル3F)
 TEL 098-862-2174